

■建築基準法による手続きが必要な場合の浄化槽の設置

(1) 建築物の新築、増改築等に伴って浄化槽を設置する場合の手続き

建築物の新築や増改築等をする場合には、その計画が建築基準関係規定に適合していることについて、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければなりません。この手続きを一般的に建築確認といい、建築物の新築や増改築等に伴って浄化槽を設置しようとする場合、その建築確認の手続きにおいて浄化槽の処理対象人員や構造方法等の審査を行います。(建築基準法第6条第1項)

なお、防火地域及び準防火地域以外の地域において建築物の増築等しようとする場合で、その増改築等に係る部分の床面積の合計が 10 m²以内であるときは、建築確認の手続きは要しません。(建築基準法第6条第2項)

(2) 建築物の用途の変更に伴って浄化槽を設置する場合の手続き

建築物の用途を変更して建築基準法第6条第1項第一号の特殊建築物(用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²を超えるものに限る。)のいずれかとする場合(当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるもの[※]である場合を除く。)、建築基準法第6条又は第6条の2の規定が準用されるため、建築基準関係規定に適合していることについて、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければなりません。(建築基準法第87条第1項)

なお、用途の変更に伴って浄化槽を設置する場合、その用途の変更の建築確認の手続きにおいて浄化槽の処理対象人員や構造方法等の審査を行います。

※ 建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途

次の1から11に掲げる類似の用途相互間においては建築確認の手続きを要しません。

ただし、次の(1)から(3)に該当する場合は除かれます。(用途の変更の建築確認の手続きが必要になります。)(建築基準法施行令第137条の18)

- (1) 次の第3号若しくは第6号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住専地域、第二種低層住居専用地域若しくは田園住居地域内にある場合
- (2) 次の第7号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合
- (3) 次の第9号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合

- 1 劇場、映画館、演芸場
- 2 公会堂、集会場
- 3 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等
- 4 ホテル、旅館
- 5 下宿、寄宿舎
- 6 博物館、美術館、図書館
- 7 体育館、ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、

バッティング練習場

- 8 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 9 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
- 10 待合、料理店
- 11 映画スタジオ、テレビスタジオ

■浄化槽法による手続きが必要な場合の浄化槽の設置

建築基準法による新築、増改築、用途変更等による建築確認の手続きを要する場合以外で、浄化槽を設置しようとするときは、保健所等及び特定行政庁に浄化槽の設置に係る届出をする必要があります。

この場合の浄化槽の処理対象人員や構造方法等の審査は、特定行政庁で行います。

すなわち、浄化槽を設置しようとする場合で、新築、増改築又は用途変更の建築確認の手続きを要するものは、浄化槽法による届出はできないため、ご注意ください。